

議案第18号

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年小松島市条例第9号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月3日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年小松島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「については、別表」を「月額は、小松島市職員の給与に関する条例（昭和32年小松島市条例第20号。以下「給与条例」という。）第3条第1項」に改める。

第6条中「小松島市職員の給与に関する条例（昭和32年小松島市条例第20号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、令和4年2月1日から適用する。